

## 京都海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 令和6年2月13日(火) 午後2時00分～午後2時45分
2. 開催場所 京都府宮津市字小田宿野 1029-3 京都府水産事務所 研修室
3. 出席者 京都海区漁業調整委員会

会長	葎 矢 護
委員	川 崎 芳 彦
委員	狩 野 安 徳
委員	石 倉 尚 正
委員	村 岡 繁 樹
委員	益 田 玲 爾
委員	池 田 香代子

事務局	局長	栗 屋 克 彦
	次 長	本 多 靖 一
	主 事	上 野 香奈子

京都府水産事務所漁政課	課 長	戸 嶋 孝
	課長補佐兼係長	廣 岡 信 康
	副主査	尾 崎 仁

京丹後市海業水産課	主 事	松 尾 泰 典
-----------	-----	---------

#### 4. 議事事項と結果

第1号議案 小型機船底びき網漁業の制限措置等について(諮問)  
…諮問の原案に異議ない旨答申することを議決した。

第2号議案 小型いかつり漁業の制限措置等について(諮問)  
…諮問の原案に異議ない旨答申することを議決した。

協議事項 京都海区漁業調整委員会指示第67号及び68号について  
…更新の素案を提示のうえ協議した結果、両指示の必要性が確認され、次回委員会での更新に向けて作業を進めることを了承した。

## 5. 議事

事務局長

委員の皆様、並びに関係者の皆様におかれましては、お忙しい中  
ご出席いただきましてありがとうございます。定刻となりました  
ので、第21回京都海区漁業調整委員会を開催させていただきます。

本日は、八木委員、津田委員、吉本委員がやむを得ぬ事情で欠席  
されており、出席委員は7名です。委員会規程第6条により、開催  
の要件は満たしております。

ここからは、会長の議事進行でお願いします。

葭矢会長

本日は大変ご多用の中、本委員会に出席を賜りましてありがと  
うございます。

本日の委員会は2つの議案と1つの協議事項ということで、諮  
問と協議をいただく事項がございます。議案としては、「小型機船  
底びき網漁業の制限措置等について」、それから「小型いかつり漁  
業の制限措置等について」ということで、2つ京都府知事からの諮  
問になっていますので、答申に向けてご審議いただくことになり  
ます。

まず本日の議事録署名委員を指名させていただきます。石倉委  
員、池田委員お願いいたします。

それでは次第に従いまして進行させていただきます。まず第1  
号議案でございます。「小型機船底びき網漁業の制限措置等につい  
て」を審議いたします。京都府から説明をお願いいたします。

(水産事務所)

尾崎副主査

(第1号議案について説明)

葭矢会長

はい、ありがとうございました。それではただいまの説明につき  
まして、ご質問ご意見等ございましたら、よろしく願います。  
どうでしょうか。

漁業時期について、舞鶴管内の京共第8号では、5月15日から  
お盆の8月15日までで、宮津管内の由良、栗田地区の京共第11  
号と宮津湾の京共第12号については、7月1日から10月31  
日までとなっており、それぞれ漁期がずれるかたちで許可を出し  
ていますが、これは漁業実態の違いが理由なのでしょうか。

尾崎副主査 許可の観点から申しますと、各地区の実情に合わせたものだと思います。宮津市の栗田地区では、あらかじめ試験操業を実施し、6月中旬以降に操業結果を踏まえて実際に操業をするのか、地区の委員会に諮ることになっているので、その兼ね合いもあって7月1日からの許可になっています。

葭矢会長 わかりました。その他、何かありますか。

川崎委員 京都府全体で32隻の許可が余っているということですよ。舞鶴地区も9月中旬に試験曳きをするとは思いますが、今年も実際には操業はしないと思います。

尾崎副主査 そうですね。昨年も実績がなかったようです。

川崎委員 中止になったんです。

尾崎副主査 なるほど。わかりました。

葭矢会長 その他、何かありますか。  
栗田地区では、昨年のシーズンはトリガイの操業をされたのですか。

尾崎副主査 宮津地区は、7月23日から8月10日あたりまで操業されています。

狩野委員 宮津地区では、本来であれば7月1日から操業を始めたかったのですが、その頃から盆前まで貝毒の影響を受けたため、操業出来れば宮津湾のトリガイは相当高値で取引されるのですが、去年は貝毒の影響でほとんど獲れずに、単価も伸びずに終わってしまいました。

栗田湾や舞鶴湾もそうですが、トリガイと同じ2枚貝である育成や天然物の岩ガキを、何とか大きく成長させるために、貝毒を解決する方法がないのかということが問題になっています。いくら育てても放棄しなければならなくなり、漁業保証金も共済組合から出ますが、それでは無駄な労力になってしまうので、やっている

人によっては、やりがい無くしてしまうのではないかなと思います。

栗田地区では、私の経験上、20年近く試験操業のみで実際の操業はしていません。採捕できる量が本当に少ないです。いろいろな生態系の問題があるとは思いますが、いつかは獲れるだろうと信じています。

川崎委員 舞鶴地区も同じような状況です。

葭矢会長 トリガイは、獲れるとき、獲れないときで、非常に差がありますので、許可を得て試験的に様子を見ながら操業していくということですね。ただ、委員が言われたように、せっかくなさくさん獲れたり育成したりしても、貝毒でだめになることがありますので、防毒、もしくは中腸腺を外してしまえば、出荷できるというのがありますが、当然、加工をしなければならないということで、費用や手間もかかりますし、そういう戦略がよいのかということもありますし、研究としてそのような事が出来ればありがたいので、将来のために、水産事務所や海洋センターで検討していただくと良いと思います。その他、何かありますか。

川崎委員 舞鶴湾のカキについては、貝毒が解除になったのですが、今後、また発生するという可能性はありますか。

尾崎副主査 貝毒プランクトンはいろいろな条件に基づいて発生が見られるもので、一旦落ち着いたとしても、珪藻が少ない状況とか、邪魔するものがない環境になれば発生する可能性もありますので、一概に一旦落ち着いたからといって、再発生しないということはありません。周年で発生するというのを認識いただければと思います。大分県では、今回、京都府で発生したプランクトンと同じものだと思われる個体が、周年を通して発生しているという状況もありますので、必ずしも、一旦落ち着いたからといって出なくなることはないと思います。

川崎委員 水が綺麗すぎるのが原因なのでしょうか。

尾崎副主査 発生にはいろいろな条件があるのですけれども、毎年、冬場の1

月末から出現することが多く、そういう時期は珪藻が少ないというのが特徴の1つとして挙げられます。そして、海底がかき乱されることで、海底に眠っていたシスト(休眠接合子)が目覚めて最適な環境が作られることによって、プランクトンが出現するということが考えられます。水がきれいな状況というのも、発生の要因の1つとして考えられると思います。

葭矢会長           ありがとうございます。その他、何かありますか。

**【発言者なし】**

葭矢会長           それではトリガイにつきましては特にご発言が無いようですので、本議案は問題ないことで京都府知事に異議ない旨答申することとしてよろしいでしょうか。

**【異議なしの声多数】**

葭矢会長           ありがとうございます。それでは異議ない旨で答申させていただきます。

                  次は第2号議案です。「小型いかつり漁業の制限措置等について」を審議させていただきます。京都府から説明をお願いします。

尾崎副主査                           (第2号議案について説明)

葭矢会長           はい、ありがとうございました。それでは今ほどの説明に関しましてご意見ご質問等ございましたら、よろしくお願ひいたします。どうでしょうか。

                  兵庫県の但馬海区から20隻の許可枠が示されているのですが、申請者についても、事前の通知書類の中に記載された方からあがってくるんですか。

尾崎副主査           そうです。毎年許可の申請の時期に合わせて、リストが送られてきます。そして、協定に基づいたかたちで、小型いかつり漁業者のリストをもとに許可をしていくという流れになっています。

葭矢会長           他県船のいかつりというのは、府の沖合海面で操業されている

実態はあるんですか。

尾崎副主査 実をいうと兵庫県船は今年はありませんでした。おそらくそれほど操業はないと思われます。

葭矢会長 先ほどのトリガイと同様、資源の状況を見て他府県で操業するとなると、燃料油も必要になりますので、自分の経営が成り立つようなかたちで操業されているのでしょうか。あまり資源のないときに出漁しても仕方がないですし、単年の許可になっていますので。最近では、昔のようによく釣れるというのをあまり聞いていませんので、気になっていました。

この20隻という数については、減少傾向なのですか。

尾崎副主査 そうですね。令和4年から令和5年にかけては減っています。20隻と示していますが、実態としては福井県が16隻、兵庫県と鳥取県が合わせて7隻でしたので、実数は、徐々に減少していると見受けられます。

葭矢会長 その他、どうでしょうか。

村岡委員 イカの種類はスルメイカですか。

尾崎副主査 スルメイカが釣獲されているのが基本ですが、他のイカも釣獲されています。ケンサキイカやヤリイカ等です。

葭矢会長 はい、ありがとうございました。その他、どうでしょうか。

#### 【発言者なし】

葭矢会長 それでは特にご発言が無いようですので、本議案について特に問題がないことで、京都府知事に答申することとしてよろしいでしょうか。

#### 【異議なしの声多数】

葭矢会長 ありがとうございます。それでは異議ない旨で答申をさせて

いただきます。

議案につきましては、冒頭お話をさせていただきましたように、2つで終了でございます。続いて協議事項に移りたいと思います。

「京都海区漁業調整委員会指示第67号及び68号について」は、今年度末の令和6年3月31日に期限を迎えます京都海区漁業調整委員会指示第67号及び68号の更新にかかる素案の内容について協議をするものです。それでは事務局から説明をお願いします。

本多次長

(協議事項について説明)

葭矢会長

はい、ありがとうございます。それでは今ほどの説明につきまして、ご意見ご質問等ございましたら、よろしくお願いいいたします。

67号は、冠島西側にあった定置漁業権が、今回の第15次漁場計画では無くなるとともに、保護対象の定置漁具も無くなったということで、委員会指示の対象からも外すということです。もう一つ、大浦半島野原地区の定置漁業権が無くなっているのですが、こちらは、近隣に定置漁業権が設定されているということで、禁止区域の変更は無いというかたちになっています。油餌、はえなわ漁法の制限については、現行のまま70号として発動したいという説明でした。

どうでしょうか。今の説明につきまして、何かご質問ご意見等ございましたら、よろしくお願いいいたします。

石倉委員

火光利用については、前回も少し発言させていただきましたが、漁業者の意見を聞くというような返事もありましたので、十分に返答を聞いていただいて、反映させていただくようよろしくお願いいいたします。

私も先日、定置協会の会長と面会しまして、海区調整委員会で発言した旨の話をさせていただいたのですが、会長も夏時期の夜に車で沿岸を走っていると、養老沖の船舶のすごく明るい光が目に入ってきたことがあり、これは今後大きな問題に繋がるのではないかと、規制をお願いしたいと言われていました。ぜひ漁業者の意見を聞いていただきたいと思います。

葭矢会長

ありがとうございます。事務局から何かありますか。

本多次長 火光利用につきましては、事務局としても、3年前から情報収集をしています。また、次回の委員会で協議をして、更新に向けて進めていくためにも、何かしらの資料をお示しできるよう準備をしていきたいと思っております。ただ、なかなか光力制限というものは、明るさが電球の種類によって違いますので、どのように制限をするのか、灯数なのかワット数なのか、そういうところも事務局として次回までにお示しできるものがあればお示ししたいと思っております。らくようでも指導をしてもらっているのですけれども、作業灯なのか集魚灯なのかといったところの扱いが非常に難しいので、出来るだけ紛らわしい使用はしてほしくないと思っております。明らかに作業灯ではないようなものについては、一隻、一隻指導して消灯等してもらっているという状況です。

補足ですが、前回の委員会で、今回定置漁業権が設定されないことによって火光利用の禁止箇所が1つ無くなることについて、漁業関係団体にアンケート等で意見集約をできればとお伝えしていたんですが、会長と協議した結果、まずは具体的な改正の素案を示してから、今後の状況によって、更新後の委員会指示の在り方もあわせて、関係団体から意見をいただく必要があるということになりました。今回アンケートの結果及び集計については、ご報告が出来ないのですけれども、光力制限も含めて、今後も注視していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

葭矢会長 はい、ありがとうございます。今の事務局の説明では、アンケート調査を実施するという事でよろしいでしょうか。

本多次長 具体的な日程については申し上げられないのですが、機会をとらえて実施していきます。海洋センターからも、エビデンス等をいただければ、そういうものも根拠にして意見集約をしていければと思います。また、他府県の動向も調べていきたいと思っております。

なかなか今年度は漁場計画等の漁業関係が盛りだくさんで、委員会指示の核心に迫ることができませんでしたので、更新時には光力の内容が反映できないかもしれませんが、更新後であっても、委員会指示というものは必要に応じて改正ができますので、引き続き委員会としても注視して参りたいと思っております。



葭矢会長 はい、ありがとうございます。委員会指示の特性として、規則や法律でやってしまうと、なかなか改正が難しいところを、機動性を持たせてやるという点に意義があります。

今回の改正時期の3月31日までには、日数的にかなり制限がありますので、十分反映されたものはできないかもしれませんが、今後、エビデンスであったり、他府県の状況であったりというものを検討しながら、京都府沖合海面での適正な委員会指示を作成していくという作業が、これからも続いていくのかなと思います。

あと、心配しすぎかもしれませんが、定置漁業権が無くなった海域の共同漁業権内で、小型定置等の固定的漁具の使用を今後希望している漁業者の有無について、事前に確認はされているのでしょうか。

本多次長 小型定置等の第2次共同漁業権に基づくものについては、漁協管理となっており、そちらで確認のうえ整理をされています。

葭矢会長 わかりました。漁協にも一度意見は聞いておいてください。勝手に設定を無くしてトラブルになると困るので。念のため確認はしておいてください。

本多次長 大型定置についてはこちらで把握できておりますが、類似漁業権に基づくものは漁協から情報提供をいただきます。従前から営まれている方だけでなく、今後予定されている方のためにも必要になってきますので、情報収集に努めていきます。

葭矢会長 その他、どうでしょうか。よろしいですか。

**【発言者なし】**

葭矢会長 それでは本件につきましては、ご意見がないということで、次回の委員会で、今年度末にどのように切り替えを行うかについて協議いただくこととなります。

本多次長 最終案について協議をいただき、承認を得られましたら、3月29日付で、69号及び70号を発動したいと考えております。

引き続き、事務局からご案内をさせていただきます。次回の委員会ですが、3月12日(火)14時から研修室で開催を予定しております。委員会指示の更新に係る議案を含めた今年度最後の委員会となりますので、出席予定の委員様におかれましては、何卒ご審議のほどよろしくご願ひいたします。

なお、光力制限の資料もお示しできればと思っております。

そして、更新後の新しい委員会指示の中でも、そういったことを引き続き協議していけるような委員会にしていきたいと思っておりますので、よろしくご願ひいたします。

葭矢会長

ありがとうございました。委員会の中で委員から出た意見については、十分に次回の委員会で反映していただいて、案を出していただくということで、よろしくご願ひいたします。最後に何かご発言いただける方いらっしゃいますか。

【発言者なし】

葭矢会長

それでは特に意見がないということで、今回の委員会を修了させていただきます。ありがとうございました。

【閉会 午後2時45分】

以上、議事の正確なることを証する。

令和6年2月13日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員